

平成 29 年度 第 1 回倉吉市福祉有償運送運営協議会について（報告）

1. 日 時 平成 30 年 3 月 2 日（金）10 時 00 分～10 時 30 分
2. 場 所 倉吉市役所 第 2 会議室（本庁舎 3 階）
3. 出席者 **【委 員】** 別紙名簿のとおり
【事務局】 別紙名簿のとおり
【申請者】 医療法人 清生会
社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会
4. 目 的 「医療法人 清生会」、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」が、倉吉市を発着として運行する福祉有償運送の登録申請を行なうため、本福祉有償運送運営協議会に合意を求めたものであり、内容の審査等の協議を行ったもの。
5. 結 果 委員による協議が整い、申請内容が合意された。
6. 協議内容 以下のとおり

本日の委員出席 11 名、欠席 2 名であり、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定による会議の開催要件の過半数を満たしていることを報告。「医療法人 清生会」、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」には福祉有償運送申請者としての立場で参加いただくことを説明。

運営協議会は、倉吉市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 6 条第 4 項の規定により、原則公開となっていることを説明。

1. 開会あいさつ

2. 事務局（総合政策課）説明・報告

事務局（総合政策課）から委員の交代を報告。

「医療法人 清生会」、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」は両事業者とも平成 30 年 4 月 1 日からの運行を予定しているため、今回ご協議いただくこととした。

3. 協議事項

（1）福祉有償運送登録申請について、「医療法人 清生会」から概要説明。

【医療法人 清生会 登録申請概要】

申請書類に沿って説明。運送の区域、使用車両、運送する旅客の範囲、運転者、運送の対価を説明。

事業を開始する経緯としては、谷口病院へ通う透析患者が利用していた福祉有償運送事業者が事業を廃止したことに伴い、新規に福祉有償運送を開始するもの。

【福祉課補足説明】

旅客名簿の 2 名の方については、公共交通機関の利用が 1 人では困難な方として、福祉有償運送の対象であることを確認している。

【質疑内容】

特になし。

(2) 福祉有償運送登録申請について、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」から概要説明。

【社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会】

申請書類に沿って説明。運送の区域、使用車両、運送する旅客の範囲、運転者、運送の対価を説明。
事業を開始する経緯としては、従来行っていた移送サービスが今年度末に事業廃止されるため、新たに福祉有償運送サービスを開始するもの。

【福祉課補足説明】

旅客名簿の3名の方については、公共交通機関の利用が1人では困難な方として、福祉有償運送の対象であることを確認している。

【質疑内容】

- (運輸支局) 福祉有償運送では乗り合わせでの運行は禁止されているため、ご注意ください。
(会 長) その他、特に意見がないようであれば、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」からの福祉有償運送更新申請について、合意してよろしいか。
(特に意見なし)
(会 長) それでは、「医療法人 清生会」「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」の福祉有償運送更新申請について、本運営協議会で協議が調ったものとする。
(事務局) 福祉有償運送者が鳥取運輸支局に申請時に添付する必要のある合意書(案)を確認いただきたい。(合意書(案)を配付。)
(会 長) 合意書(案)についての質問はあるか。
(運輸支局) 案の旅客から収受する対価の欄を申請書の旅客から収受する対価の欄と同じ記載としてもらいたい。
(会 長) その他質問はあるか。
(異議なしの声)
(事務局) 合意書については後日「医療法人 清生会」、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」に送付する。
(会 長) それでは、協議事項はすべて終了。
「医療法人 清生会」、「社会福祉法人 倉吉市社会福祉協議会」には、安全で安心な運行を行っていただきたい。それでは、閉会とする。